

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務に係る特定個人情報保護評価書案
について寄せられたご意見と本市の考え方

1 ご意見の募集期間

令和6年(2024 年)6月 27 日(木)から令和6年(2024 年)7月 26 日(金)まで

2 公表場所

(1) 市役所等での配布

- ア 市政刊行物コーナー(市役所本庁舎2階)
- イ 各区市民部総務企画課広聴係
- ウ 各まちづくりセンター
- エ 保健福祉局総務部総務課(市役所本庁舎3階)

(2) 札幌市公式ホームページでの公開

https://www.city.sapporo.jp/rinnjitokubetukyufukin/r6_pub-comment.html

3 ご意見の受付方法

ご意見募集フォーム／メール／郵送／FAX／持参

4 ご意見の内訳等

(単位:人・件)

内訳等	ご意見 募集 フォーム	メール	郵送	FAX	持参	合計
提出人数	-	1	-	-	-	1
提出件数	-	23	-	-	-	23

5 寄せられたご意見に対する本市の考え方

別紙のとおり

【お問い合わせ先】

札幌市保健福祉局総務部調整担当課

TEL:011-205-0692 FAX:011-205-0693

メールアドレス:kyufukin@city.sapporo.jp

寄せられたご意見の概要と本市の考え方

(令和6年6月 27 日～令和6年7月 26 日実施)

1 制度等について

No.	寄せられたご意見(※1)	本市の考え方
1	今般の意見公募は、首相が突然言い出した住民税を含む定額減税に利用する、登録されたはずの公金給付口座、給付される住民の給付資格確認のために、特定個人情報(個人番号)保護評価が目的ということだろうか。	今回の意見募集は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 28 条に基づき、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、評価書を公示し、広く市民の意見を求めることを目的として実施するものです。
2	公金給付口座登録は先にマイナポイント 7500P交付(現在は終了)でマイナンバーカードを普及させたために、口座登録させた結果、多大なトラブルが続出したのは記憶に新しい。	
3	本人同意なく、金融機関が口座情報を調査することは違法ではないのか。	令和 6 年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付金)は、全国的な事業であるため、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第 10 条の規定による特定公的給付として包括指定されています。 これにより、給付金事業を実施する地方自治体は、①給付金支給事務のために必要となる情報を取得・利用することや、②支給対象者の地方税情報及び公金受取口座情報を情報提供ネットワークシステムを通じて事前に取得することが可能となるため、本人同意は不要となります。なお、金融機関が口座情報を調査するものではありません。
4	口座名義人個人情報は、口座登録した金融機関に確認させるために提供されるということか。その場合の本人同意は不要なのか。	
5	公金給付登録口座が変更されていた場合には、従来通りの郵送申請によるのか？その場合に個人番号を記入させるようなことはあるのか？	マイナポータルに公金受取口座が登録されていない方へは、確認書を送付し、氏名・振込口座等を記載いただき、郵送により返送していただきます。 なお、確認書に個人番号を記載する欄はありません。
6	今般、給付対象者を絞りこむために、札幌市の住民税情報を審査する必要があるのではその人確認を個人番号で紐付けするが、口座名義人(カタカナ)の本人確認は必要なのか、その場案はどのように行うのか。	マイナポータルに登録する公金受取口座は本人名義の口座となっておりますが、公金受取口座の登録後、結婚等により姓が変更となる場合もあることから、振込口座名義人のカナ氏名の確認は不要と考えております。
7	コロナ定額給付のときは、マイナンバーシステム・個人番号カードによるよりも、郵送申請で行ったほうがスムーズに給付された自治体が多かったが、今回もいちいち対象者の口座確認するよりも、申請するほうが手間が省けるのではないか？	マイナポータルに公金受取口座を登録されている方へは、支給のお知らせを送付し、受給辞退や振込口座の変更希望がなければ、手続不要で支給することが可能です。 上記以外の方へは確認書を送付していますが、確認書の場合、振込口座等を記載し、必要書類と併せて返送する必要があることから、支給のお知らせの送付対象である方と比較して手続に係る負担が大きくなります。
8	公金給付一口座登録はマイナポータル(利用規約)なので、個人番号は使いません(安心してください)とあったと	マイナポータルでの公金受取口座の登録において、個人番号を直接入力することはありません。

	記憶している。したがってマイナポータルからいつでも登録変更・解除もできる。	
9	委託業者は特定個人情報を取り扱わないとしながら、情報連携提供システムで特定個人情報を抽出し提供・紐付けは、情報漏洩の危惧がある。	受託業者へは公金受取口座の口座情報を提供しておりますが、提供するデータに、特定個人情報は含まれておりません。 また、情報提供ネットワークシステムによる照会にあたり、特定個人情報ではない団体内統合宛名番号を使用していますので、情報提供ネットワークシステムによる公金受取口座の照会において、特定個人情報を直接使用することはありません。
10	今般の資料では、委託事業者は特定個人情報は取り扱わないとなっているが、個人情報は個人番号に紐付けることと矛盾しないのか。データの取り扱いとはデジタル庁なのか。	受託業者は、住民基本台帳及び住民税システムに登録されている個人番号以外の項目により、個人情報の紐づけを行っていますので、個人番号自体が個人情報と紐づくことはありません。
11	特定個人情報で紐付けられた個人データは5年間保管されるというが、どのように保管管理されるのか。漏洩した場合はどのような措置を取るのか(自治体から委託された「●●●●」(※2)がランサムウェア攻撃で個人情報、主に税情報が大量に漏洩流失している事件もある)。	受託業者は、特定個人情報を取り扱うことではないものの、本市との契約において、セキュリティ保全の責任者を設置し、個人情報に係る管理体制及び実施事項等のセキュリティ保全対策を講じることとしております。 そのため、受託業者は、個人情報を含むすべての情報資産について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のために必要な措置を講じるものと認識しております。 なお、金融機関へは振込口座データを提供しておりますが、調整給付金振込後の振込口座データは、個人単位のデータとして残らないようにしています。 情報資産の取扱いについては、様々なリスクが想定されるところですが、評価書案に記載しているとおり、複数のセキュリティ対策を講じること、個人情報の漏えい等の事故が発生しないよう努めてまいります。
12	流失漏洩した情報は取り戻すことは不可能(立証不可能の2次被害も)でありその情報に基づいて詐欺・強盗事件も多発している。	
13	自治体と金融機関との情報のやり取りはどのように行い、その後の情報の削除はどのように行われるのか。	
14	このパブコメの周知方法について:いつどのように広報したのか? 広報さっぽろにはいつ掲載したのか?	今回の意見募集は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条に基づき、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、評価書を公示し、広く市民の意見を求めることを目的として実施するものです。 市民の皆様の声を広く募集し評価書に反映させる必要があることから、配布場所として、①札幌市役所本庁舎2階市政刊行物コーナー、②各区市民部総務企画課広聴係、③各まちづくりセンター等、④保健福祉局総務部総務課(札幌市役所本庁舎3階)を設置し、ご意見の募集方法として、①札幌市公式ホームページご意見募集フォーム、②メール、③郵送、④FAX、⑤持参により受付をしました。 なお、評価書案の意見募集が必要となる対象人数(情報

		提供ネットワークシステムにより公金受取口座の照会を行う人数が基準(30万人以上)を上回ることが確定したのが6月中旬頃であったことから、給付金支給事務スケジュール等を踏まえ、広報さっぽろには掲載せず、札幌市公式ホームページを更新し広く周知を図ったところです。
--	--	--

(※1)寄せられたご意見は、ご意見の趣旨を損ねない範囲で文言を整理しております。

(※2)特定の企業名が記載されていたため非表示としております。

2 特定個人情報保護評価書案について

No.	寄せられたご意見(※3)	本市の考え方
1	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4月1日施行の「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」第10条を根拠にして、調整給付の支給要否を判定する必要がある者を抽出するための個人番号紐付け(特定個人情報)で「迅速かつ正確に給付事業を実施するため」ということだが、これまでも「誤登録」トラブルが多かったシステムだけに、かえって事務負担、費用対効果に疑問があるのではないか。この根拠は義務なのか。	マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。 調整給付金の支給において、マイナポータルに登録されている公金受取口座を活用することは、支給対象者においては、書類の返送等が不要となり手続が簡素化されるというメリット、本市においては、必要書類の確認が不要となり効率的な事務ができるというメリットがあり、迅速かつ正確な給付金の支給に繋がるものと認識しています。
2	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 多額の税金をつぎ込んだのに利用されていないと会計検査院から指摘された「情報提供ネットワークシステム」でデジタル庁に情報を提供するという連携、法規律の無いマイナポータル(利用規約)公金受取口座登録に疑問がある。	
3	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 マイナポータル・ICチップ(発行番号履歴管理)に登録だから「個人番号は使わない」、は虚偽説明だったのか？	マイナポータルでの公金受取口座の登録において、個人番号を直接入力することはありません。
4	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 「委託事業者」(8P 事業の内容)が扱った情報は終了後、いつだれによって完全に消去されるのか、それを札幌市はデータ完全消去・破碎を確認し公表するべきだ。	受託業者との契約において、受託者は委託業務の終了時に、個人情報を返還、消去又は廃棄しなければならないと規定し、消去又は廃棄する場合は、事前に廃棄方法及び処理予定日を書面により本市へ申請し、承諾を得た上で適切に処理することとしています。
5	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 リスク対策は十分か:「十分である」が多いが「特に力を入れている」との差が不明。	本市ではこれまでも個人情報の保護について取り組んでいますので、必要十分な対策を講じているものについては「十分である」、継続して力を入れて対策を講じているものについては「特に力を入れている」と評価しています。今後につきましても、リスク対策については、必要に応じて見直しを進めてまいります。
6	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 最近では世界最大企業のWindowsセキュリティソフト(ウ	情報資産の取扱いについては、様々なリスクが想定されるところですが、評価書案に記載しているとおり、複数のセキュリティ対策を講じることで、個人情報の漏えい等の

	イルス監視ソフトクラウド)更新で全世界で機動が止まった事件があるが、セキュリティ対策は本当に大丈夫と言えるのか。	事故が発生しないよう努めてまいります。
7	IVその他のリスク対策 自己点検:ヒューマンエラーがいたるところで多い中、「十分である」の記載が多いが、「特に力を入れている」との差は何か。	本市ではこれまでも個人情報の保護について取り組んでいますので、必要十分な対策を講じているものについては「十分である」、継続して力を入れて対策を講じているものについては「特に力を入れている」と評価しています。今後につきましても、リスク対策については、必要に応じて見直しを進めてまいります。
8	IVその他のリスク対策 特定個人情報はひとたび漏洩流出すれば取り返しがつかないうえに責任の所在が明らかになっていない。	個人情報の漏えい等の事故が発生した場合における責任の所在については、個別具体的な内容となるため、事故の内容を精査した上で判断するものと認識しています。
9	IVその他のリスク対策 国の施策が必ずしも正しいとは限らず、札幌市は市民の安全を損ないかねない事態があることを自覚して地方自治権を発揮するべきだ。	マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。 調整給付金の支給は全国一律で実施することが決定されていることから、必要なセキュリティ対策等を講じた上で、国からの通知及び法令等に則り進めてまいります。

(※3)寄せられたご意見は、ご意見の趣旨を損ねない範囲で文言を整理しております。